

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和 5 年 7 月 31 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 佐賀県
- 2 事業の種類 二級河川玉島川水系横田川改修工事（唐津市浜玉町横田上字江川地内から同市浜玉町横田上字常松地内まで）
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：唐津市浜玉町横田上字常松地内

地番	地目		地積 (㎡)		決定した土地の区域の地積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1005 番 6	公衆用道路	公衆用道路	6.35	6.35	6.35

(2) 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 (亡) 浜田 太三郎 (戸籍上氏名：濱田 太三郎)

上記相続人

地番	氏名及び住所	持 分
1005 番 6	東島 千代子 唐津市東唐津 4 丁目 7 番 26 号特別養護老人ホームめずら荘	持分 4 分の 1
	多田 サワ子 東京都日野市三沢 850 番地高幡台団地 15-203	持分 4 分の 1

4 裁決手続の開始を決定した年月日

令和 5 年 7 月 11 日